

議 第 227 号

令和 7 年 9 月 1 日提出

公の施設の他の団体の利用に関する協定について

公の施設の他の団体の利用について、別紙のとおり協定を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

(提出理由)

公の施設の他の団体の利用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

## 協 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、公の施設の利用について、熊本市（以下「甲」という。）と南関町（以下「乙」という。）は、下記のとおり協定する。

### 記

- 1 協定の趣旨 甲及び乙は、次項に規定する公の施設において、相互の住民への図書資料の貸出し（以下「貸出し」という。）を実施することを承諾する。
- 2 対象となる公の施設 図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく図書館のうち甲及び乙が設置するもの並びに熊本市公民館条例（昭和43年条例第16号）に規定する公民館及び熊本市男女共同参画センターはあもにいに附属する図書室
- 3 施設の利用関係 貸出しは、前項に規定する公の施設を設置した市及び町の条例、規則その他の規程の定めるところにより実施するものとする。
- 4 経費の負担 貸出しに係る経費は、それぞれ第2項に規定する公の施設を設置した市及び町が負担する。
- 5 その他 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

連携中枢都市圏構想に係る図書館相互利用について

1 図書館相互利用の概要

熊本連携中枢都市圏ビジョン（抜粋）

図書館における圏域住民の相互利用

	熊本市	荒尾市	玉名市	山鹿市	菊池市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	南関町
関係市町村	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○
	長洲町	和水町	大津町	菊陽町	高森町	西原村	南阿蘇村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町
	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○
事業内容	圏域市町村の図書館等について、熊本市と近隣市町村が相互の住民に対し、図書館資料の貸出等のサービスを実施する。											
関係市町村の役割分担	<p>&lt;熊本市&gt; 熊本市立図書館、分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室等に来館した近隣市町村の住民に対し、図書館資料の貸出等のサービスを実施する。</p> <p>&lt;近隣市町村&gt; 図書館等（図書館法に規定する図書館及び協議により相互利用を行うこととした公民館図書室等に限る。）を設置している市町村にあつては、当該図書館等に来館した熊本市の住民に対し、図書館資料の貸出等のサービスを実施する。</p>											
費用負担	他の市町村の住民に対する図書資料の貸出等のサービスに要する費用は、当該サービスを実施した市町村がそれぞれ負担する。											

2 今後の予定

	議会議案提出	協定発効
熊本市	令和7年	令和7年11月1日
南関町	第3回定例会	協定発効、利用開始

3 関係法令

○地方自治法

第244条の3（略）

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。